

別表六(二十六)

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十六) 令五・四・一以後終了事業年度分

事業年度		：	：	法人名		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円				
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人				
法人税額の特別控除額の計算						
雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「4」)	4	円		控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額	19	円
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「11」)	5			雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)付表二「12」)	20	
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6			差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (19) - (20) (マイナスの場合は0)	21	
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0の場合は0)	7			第1項適用の場合 (14) $\geq$ 4% の場合 0.1	22	
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「5」)	8	円		(18) $\geq$ 20% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	23	
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「12」)	9			税額控除限度額 (21) $\times$ (0.15 + (22) + (23)) (14) < 0.03の場合は0)	24	円
調整雇用者給与等支給 (8) - (9) (マイナスの場合)					25	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算					26	
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13			中小企業者等税額控除限度額の計算 (21) $\times$ (0.15 + (25) + (26)) (7) < 0.015の場合は0)	27	円
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12) = 0の場合は0)					28	
教育訓練費					29	
比較教育訓練費 (別表六(二十六)付表一「24」)	10			((24) 又は (27)) と (29) のうち少ない金額	30	
教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	31	
教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ (16) = 0の場合は0)	18			法人税額の特別控除額 (30) - (31)	32	

**[32]欄**  
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合  
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第1項」  
② 「区分番号」欄：「00677」  
③ 「適用額」欄：「32」欄の金額

**[32]欄**  
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合  
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第2項」  
② 「区分番号」欄：「00678」  
③ 「適用額」欄：「32」欄の金額